

○紀南地方老人福祉施設組合交際費の支出基準等に関する規程

(平成17年8月1日)
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、事務執行のために必要な交際に関する経費（以下「交際費」という。）の支出及び弔事の際の伝達について、必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 交際費は、次に掲げるものについて支出することができるものとする。

- (1) 葬儀等における香典等に要する経費
- (2) 慶事及び式典等各種催事のお祝い又は出席に要する経費
- (3) 外部との渉外に要する経費
- (4) その他管理者が特に必要と認めたものに要する経費

(支出基準等)

第3条 交際費の支出基準及びそれに伴う弔事の際の伝達については、別表のとおりとする。ただし、前条第2号から第4号までに規定する支出区分に対応する基準は、支出の相手方やその内容が社会通念上適当と認められる範囲内のものとし、かつ必要最小限の経費とする。

附 則 (平成17年8月1日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

| 区 分 | | 香 典 | 密 等 | 伝 達 | 備 考 | |
|-------------------|-------|---------|-------|---------------|---------------|--|
| 組合議 会議員 | 本 人 | 20,000円 | 実費相当額 | 各園へ伝達 (組合事務局) | | |
| | 配 偶 者 | 10,000円 | 実費相当額 | 各園へ伝達 (組合事務局) | | |
| | 血族 | 父母子 | 対象外 | 実費相当額 | 各園へ伝達 (組合事務局) | |
| | 姻族 | 父 母 | 対象外 | 実費相当額 | 各園へ伝達 (組合事務局) | |
| 現執行 機 関 委 員 | 本 人 | 10,000円 | 実費相当額 | 各園へ伝達 (組合事務局) | | |
| | 配 偶 者 | 5,000円 | 実費相当額 | | | |
| 現委嘱委員 | | 10,000円 | 実費相当額 | | | |
| 元管理者 | | 10,000円 | 実費相当額 | 各園へ伝達 (組合事務局) | | |
| 元副管理者・収入役 | | 10,000円 | 実費相当額 | 各園へ伝達 (組合事務局) | | |
| 元組合議会議員 | | 10,000円 | 実費相当額 | 各園へ伝達 (組合事務局) | | |
| その他 | | 5,000円 | 対象外 | | その都度管理者と協議 | |